

医療福祉費支給制度の所得制限

所得が下記の額以上であるときは、医療福祉費の支給対象となりません。

妊産婦、小児

- ① 本人の所得制限
- ・妊産婦：妊産婦若しくは配偶者
 - ・小児：父若しくは母

児童手当制限額準用

合計扶養親族数		内、老人控除対象配偶者又は扶養親族数		
		1人	2人	3人
0人	6,220千円	—	—	—
1人	6,600千円	6,660千円	—	—
2人	6,980千円	7,040千円	7,100千円	—
3人	7,360千円	7,420千円	7,480千円	7,540千円
4人	7,740千円	7,800千円	7,860千円	7,920千円
5人	8,120千円	8,180千円	8,240千円	8,300千円

※扶養親族等1人につき38万円加算、老人扶養親族等1人につき44万円加算

- ② 扶養義務者の所得制限
- ・妊産婦：妊産婦の配偶者を除く扶養義務者
 - ・小児：小児の父母を除く扶養義務者
- 1,000万円

母子家庭の母子・父子家庭の父子

- ① 本人の所得制限
- ・母と子(父と子)：母若しくは子(父若しくは子)
 - ・両親のない子：子
 - ・両親のない子を養育する配偶者のない女子(男子)：子を養育する女子(男子)

遺族基礎年金支給制限額準用

合計扶養親族数		内、老人扶養親族数又は特定扶養親族数		
		1人	2人	3人
0人	3,016千円	—	—	—
1人	3,396千円	3,496千円	—	—
2人	3,776千円	3,876千円	3,976千円	—
3人	4,156千円	4,256千円	4,356千円	4,456千円
4人	4,536千円	4,636千円	4,736千円	4,836千円
5人	4,916千円	5,016千円	5,116千円	5,216千円

※扶養親族等1人につき38万円加算、老人扶養親族等1人につき48万円加算。
上記表の「老人扶養親族等の数」の中に、特定扶養親族及び16歳から18歳の扶養親族があるときは、当該扶養親族1人につき更に15万円を加算する。

例)扶養親族1人で特定扶養親族だった場合：限度額3,646千円

- ② 扶養義務者の所得制限
- ・母(父)の扶養義務者及び子の扶養義務者
 - ・両親のない子の扶養義務者
 - ・子を養育する女子(男子)の扶養義務者
- 1,000万円

重度心身障害者等

- ①本人、②配偶者及び扶養義務者の所得制限

特別児童扶養手当給付制限額準用

扶養親族の数	① 本人	②配偶者及び扶養義務者
0人	5,129千円	6,287千円
1人	5,509千円	6,536千円
2人	5,889千円 (扶養親族1人ごとに38万円加算)	6,749千円 (扶養親族1人ごとに21万3千円加算)

(注) 1 本人の場合

扶養親族の中に老人扶養親族があるときは当該扶養親族1人につき10万円を加算し、特定扶養親族及び16歳から18歳の扶養親族があるときは、当該扶養親族1人につき25万円を加算する。

2 配偶者・扶養義務者の場合

老人扶養親族1人につき6万円を加算(ただし、扶養親族が全員老人の場合、1人を除いた人数)

医療福祉費支給制度における所得認定の控除一覧

区分	本人												配偶者又は、扶養義務者												
	1 雑損控除	2 医療費控除	3 社会保険料控除	4 8万円定額控除	5 小規模企業掛金控除	6 障害者控除	7 寡婦控除等	8 勤労学生控除	9 特別障害者控除	10 肉用牛売却事業所得	11 青色・白色専従控除	12 譲渡所得特別控除	13 配偶者特別控除	1 雑損控除	2 医療費控除	3 社会保険料控除	4 8万円定額控除	5 小規模企業掛金控除	6 障害者控除	7 寡婦控除等	8 勤労学生控除	9 特別障害者控除	10 肉用牛売却事業所得	11 青色・白色専従控除	12 譲渡所得特別控除
妊産婦	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×
小児	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×
母子	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×
父子	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×
重度心身障害者等	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- (注) 1. ○印は控除対象、×印は控除対象外。
 2. 社会保険料控除は適用せず、8万円の定額控除とする。
 3. 妊産婦の場合は、本人若しくは配偶者の所得は、「本人」区分で適用する。
 4. 小児の場合は、父若しくは母の所得は、「本人」区分で適用する。
 (小児の扶養義務者として父若しくは母をみるものではない。)
 5. 母子・父子の場合は、いずれも「本人」区分で適用する。
 (子の扶養義務者として母・父をみるものではない。)

区分	控除額
障害者控除(特別障害者)	27万円(40万円)
寡婦(寡夫)控除(特定)	27万円(35万円)
勤労学生控除	27万円

マル福所得判定対象年度早見表 (平成 30 年度用)

小児(転入者)

子の誕生日	転入日の属する月 及び 判定対象年度による受給者証交付期間												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
4/2~5/1	H28年度 (H27年中)所得	H29年度(H28年中)所得											
5/2~6/1													
6/2~6/30													
7/1													
7/2~8/1													
8/2~9/1													
9/2~10/1				H30年度(H29年中)所得									
10/2~11/1													
11/2~12/1													
12/2~1/1	H29年度(H28年中)所得												
1/2~2/1													
2/2~3/1													
3/2~4/1													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月

小児 (H30年度出生者)

H30年4月1日生
～
H30年6月30日生



H29年度(H28年中)所得

H30年7月1日生
～
H31年3月31日生



H30年度(H29年中)所得

妊産婦(新規母子手帳取得・転入者)

母子手帳交付日
H30年6月30日まで



H29年度(H28年中)所得

母子手帳交付日
H30年7月1日以降



H30年度(H29年中)所得

ひとり親

H30年6月30日までの
受給者証の交付



H29年度(H28年中)所得

H30年7月1日以降の
受給者証の交付



H30年度(H29年中)所得

重度心身障害者等

H30年6月30日までの
受給者証の交付



H29年度(H28年中)所得

H30年7月1日以降の
受給者証の交付



H30年度(H29年中)所得